

教師の「働きやすさ」と「働きがい」実現プラン





働き方改革の更なる加速化

自治体、地域、保護者と
の協働による取組強化。 今後5年間で平均の時間外在校等時間を
約3割縮減（月30時間程度）

1. 働き方改革のスタート地点は
現状の客観的な「見える化」

「働き方改革実施計画」（業務量管理・
健康確保措置実施計画）の策定・公表

2. 首長部局とも連携して
自治体総がかりで取組を推進

「働き方改革実施計画」の総合教育
会議への報告

3. 地域や保護者とも共有し、
働き方改革を一層促進

校長が学校運営協議会の承認を
得て定める「基本的な方針」に働き
方改革推進に関する内容を含める

目指す 全ての子どもたちへの
学校現場の姿 より良い教育の実現

4. 現場の管理職である校長の
マネジメント力を強化

- ・校長の育成指針に働き方改革に向けた
マネジメントの重要性を位置付け
- ・校長の人事評価に働き方改革に係る観
点の導入を推進
- ・教育委員会による勤務時間モニタリ
ングと校長への支援

5. 業務適正化の一層の推進

- ・学校評価に基づく各学校における改善措置の
教育委員会の「働き方改革実施計画」との適合
- ・学校・教師が担う必要のない業務の明確化と周知
- ・標準を大きく上回る授業時数の見直し、校務DXの加速化
- ・勤務間インターバルの導入促進
- ・部活動ガイドラインの遵守



○ 長時間勤務の解消
（今後5年間で、平均の時間外在校
等時間を約3割縮減し、月30時
間程度に縮減）

→ 教師の健康・福祉と、
子供と向き合う時間の
確保

→ 「学びの専門職」として
の資質・能力の向上

○ 教職の魅力向上

→ 多様で質の高い教職
員集団の形成

指導・運営体制の充実

R7年度5,827人の改善（過去20年で最多）
R8年度より中学校35人学級（40人学級化以来40年ぶり）

1. 小学校の持ち授業
時数を軽減

- ・小学校教科担任制の拡充（4年生）
- ・35人学級の推進（6年生）

2. 中学校の計画的
な定数改善

- ・中学校生徒指導担当教師・義務標準法の改正に伴う基礎定数の増
の配置拡充（通級指導・日本語指導）
- ・中学校35人学級を計画的・多様化・複雑化する課題への対応
に推進（R8より）（特別支援学校のセンター的機能強化 等）

3. 特別支援教育など多様化・
複雑化する課題への対応



4. 支援スタッフの配置充実

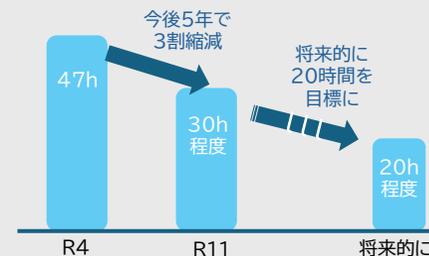
- ・教員業務支援員の全小中学校配置
（R7年度は補助単価増）
- ・副校長・教頭マネジメント支援員

5. 新規採用教師の負担
軽減と孤立化防止

- ・小学校教科担任制の拡充（新採教師の持ち授業時数を軽減）
- ・学校内外との総合調整を担う「新たな職」
の創設 ※令和8年4月を予定

6. 産育休代替教員の確保

産育休の代替教員に正規教員を計画的に配置できるよ
う政令改正（令和7年4月1日施行）



教師の処遇改善

給特法改正案を
令和7年通常国会に提出。 教職10年目
年間約44万円[※]の増
（新たな職かつ学級担任の場合）

※令和6年人事院勧告を踏まえた試算（令和7年2月更新）

1. 50年ぶりの給与大幅改善

教職調整額の水準を4%から令和
12年度までに10%に引き上げ。

2. 職務や業務負担に応じた処遇改善

- ・義務教育等特別手当の学級担任への加算
- ・新たな職の創設（R8.4～を予定）

学校現場からの声

— 長時間勤務を解消して欲しい —

👉 学校現場の業務が多すぎる。業務量を減らして欲しい。

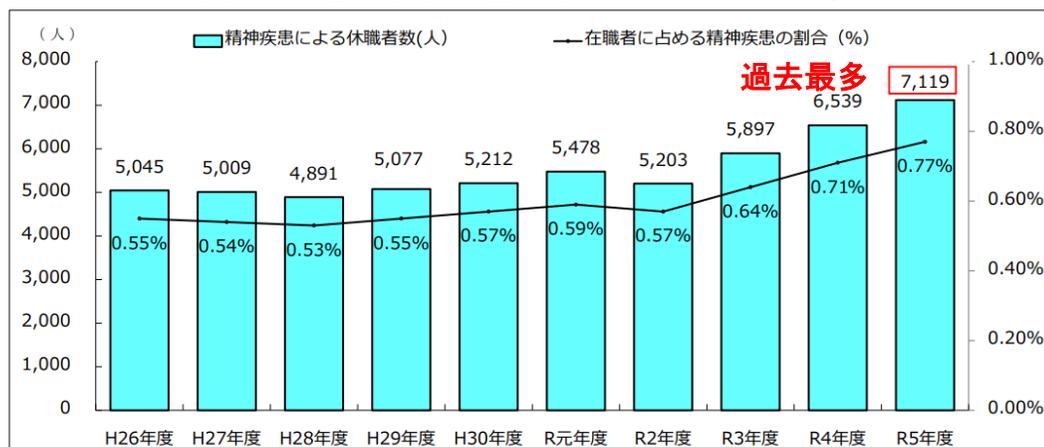
👉 健康に働くことができる職場環境を整えて欲しい。

【1か月の時間外在校等時間の平均】

	令和4年(2022年)度	平成28年(2016年)度
小学校教諭	約41時間	約59時間
中学校教諭	約58時間	約81時間

(出典) 教員勤務実態調査(令和4年度)

教育職員の精神疾患による病気休職者数の推移(平成26年度~令和5年度)



(出典) 令和5年度 公立学校教職員の人事行政状況調査

働き方改革の更なる加速化

1. 働き方改革のスタート地点は現状の客観的な「見える化」

「働き方改革実施計画」(業務量管理・健康確保措置実施計画)の策定・公表

(時間外在校等時間などの目標設定、時間外在校等時間を含む「実施計画」の実施状況の公表)



2. 首長部局とも連携し自治体総がかりで取組を推進

- ・「働き方改革実施計画」の総合教育会議への報告
- ・教育委員会における働き方改革責任部署の明確化
- ・都道府県教委による市町村教委への働き方改革推進のための指導助言



3. 地域や保護者とも共有し、働き方改革を一層促進

校長が学校運営協議会の承認を得て定める「基本的な方針」に働き方改革推進に関する内容を含める

4. 現場の管理職である校長のマネジメント力を強化

- ・校長の育成指針に働き方改革に向けたマネジメントの重要性を位置付け
- ・探究型の研修プログラムの開発等を通じた学校管理職のマネジメント力強化の推進
- ・校長の人事評価に働き方改革に係る観点の導入を推進
- ・教育委員会による勤務時間モニタリングと校長への支援

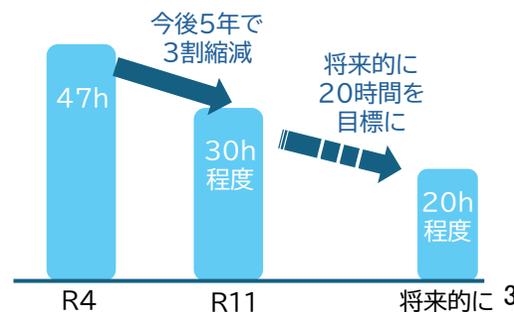
5. 業務適正化の一層の推進

- ・学校評価に基づく各学校における改善措置の教育委員会の「働き方改革実施計画」との適合
- ・学校・教師が担う必要のない業務の明確化と周知
- ・標準を大きく上回る授業時数の見直し、校務DXの加速化
- ・勤務間インターバルの導入促進
- ・部活動ガイドラインの遵守

目指す
学校現場の姿
全ての子供たちへの
より良い教育の実現

・長時間勤務の解消
(今後5年間で、平均の時間外在校等時間を約3割縮減し、月30時間程度に縮減)

・健康・福祉の確保された職場
・「学びの専門職」として学び続けることができる環境の実現

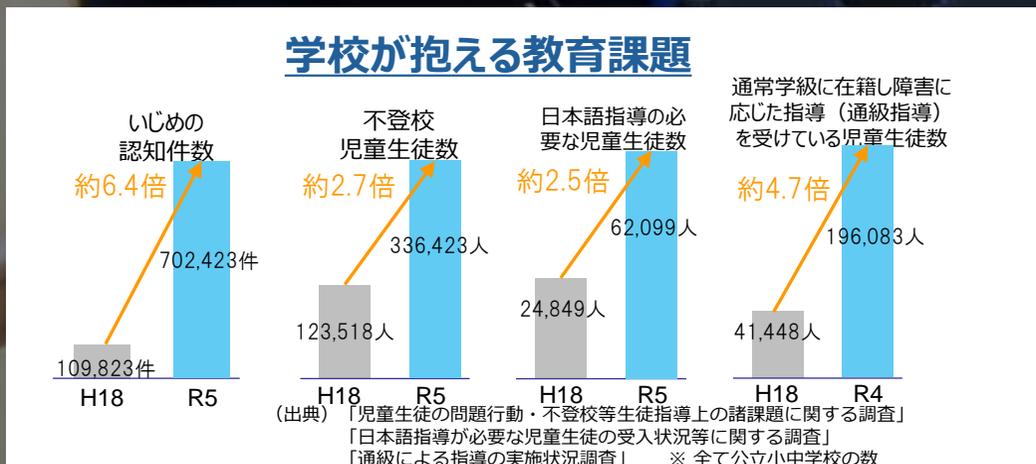


学校現場からの声

— 現場に人を増やして欲しい —

👉 対応すべき多様な業務が増加していて、業務に対応するためには人が足りない。

👉 採用直後から十分に役割を果たすことができるか不安。



指導・運営体制の充実



R7年度5,827人の改善
(過去20年で最多)

R8年度より中学校35人学級
(40人学級化以来40年ぶり)

1. 小学校の持ち授業時数を軽減

- ・ 小学校教科担任制の拡充(4年生) +3,200人(※)
- ・ 35人学級の推進(6年生) + 3,086人
(※4年間で計画的に改善 (R7年度は800人))

2. 中学校の計画的な定数改善

- ・ 中学校生徒指導担当教師の配置拡充 +2,640人 (※4年間で計画的に改善 (R7年度は重点措置として1,000人))
- ・ 令和8年度より中学校35人学級を計画的に推進

3. 特別支援教育など多様化・複雑化する課題への対応

- ・ 多様化・複雑化する課題への対応 +200人 (特別支援学校のセンター的機能強化等)
- ・ 義務標準法の改正に伴う基礎定数の増 + 551人 (通級指導・日本語指導)

4. 支援スタッフの配置充実

- ・ 教員業務支援員の全小中学校配置 (R7年度は補助単価増)
- ・ 副校長・教頭マネジメント支援員 +300人

5. 新規採用教師の負担軽減と孤立化防止

- ・ 学校内外との総合調整を担う「新たな職」を創設し、若手教師の支援を学校の組織ミッションに
※令和8年4月からを予定
- ・ 小学校における教科担任制の拡充により、新規採用教師の持ち授業時数を軽減 +760人(※)
(※4年間で計画的に改善 (R7年度は190人))

若手職員が安心して働くことができる職場



6. 産育休代替教員の確保

- ・ 産育休の代替教員に正規教員を計画的に配置できるよう政令改正(令和7年4月1日施行)

目指す
学校現場の姿
全ての子供たちへの
より良い教育の実現

・授業時数の負担を軽減し、子供と向き合う時間を確保

・若手職員が安心して、働くことができる環境を整備

学校の教育力を高めつつ、教師の負担を軽減

👉 教師の困難な仕事に見合った処遇が得られていない。

👉 頑張っている人が報われる処遇を。

教師の処遇改善

1. 50年ぶりの給与大幅改善

- ・ 人材確保法による処遇改善後の優遇分の水準を確保できるよう教職調整額の水準を4%から令和12年度までに10%に引き上げ。
- ・ 教職調整額の改善とあわせ、管理職(校長・教頭等)の本給も改善。

→ 給特法改正案を
令和7年通常国会に提出。

教職10年目で※
年間約44万円の増
(新たな職かつ学級担任の場合)



目指す
学校現場の姿

全ての子供たちへの
より良い教育の実現

- ・ 「学びの専門職」としての教師に相応しいベースアップ
- ・ 職務や負担に応じた、メリハリある処遇を実現

2. 職務や業務負担に応じた処遇改善

- ・ 義務教育等特別手当の学級担任への加算(月額3,000円)
- ・ **新たな職の創設**(R8.4~を予定)
※教諭と主幹教諭の間に新たな級を創設し、教諭よりも高い処遇とする(月額6,000円程度)。
- ・ 人事評価を昇給・勤勉手当に反映

教職調整額の引き上げは
法制定時以来

50年ぶり

